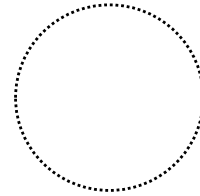


変更用

宇多津町教育・保育給付 支給認定等変更申請書

記入日 令和 年 月 日



宇多津町長 殿

施設型給付費・地域型保育等支給認定（「保育の必要性」の認定）申請及び下記施設入所を次のとおり申請します。なお、認定及び施設入所の事務に必要な住民登録及び市町村民税の情報の調査や閲覧をすること、またそれらに基づき決定した利用者負担額（保育料等）を施設に提示することを承諾します。

1. 申請者等

ふりがな	性別	生年月日	現在の入所施設
認定（入所）児童氏名	男・女	平成 年 月 日	幼稚園・保育所（園）・こども園
ふりがな	続柄	※該当の□にレ印 □父 □母 □上記以外 ()	連絡先
申請者（保護者）氏名			自宅 富 携帯 父 富 母 富 その他 富
保護者住所	〒 宇多津町 番地 (マツヨシ・アパート名)		現在の支給認定番号 No.

2. 変更後の世帯状況等

以下、変更箇所のみご記入ください。

ふりがな	続柄	※該当の□にレ印 □父 □母 □上記以外 ()	連絡先
保護者氏名	自宅 富 携帯 父 富 母 富 その他 富		
保護者住所	〒 宇多津町 番地 (マツヨシ・アパート名) ※転居で申請者住所と異なる場合のみご記入ください。		

氏名	続柄	生年月日	勤務先、通園通学先等	変更内容	個人番号	
					12桁	1桁
（同居または別居でも生計が一方） 家族構成・世帯員	父	昭平				
	母	昭平				
			昭平令	※4月1日入所時に学生である場合は、学校名を記入		
			昭平令	※4月1日入所時に学生である場合は、学校名を記入		
			昭平令			
			昭平令			

生活保護の適用状況	□あり (年 月 日から適用)	同一世帯で障がい者手帳取得の有無	□あり □なし
ひとり親医療証の取得	□あり (年 月 日から適用)	↳ 該当者氏名:	(年 月 日から適用)
保育の希望時間 いずれか□にレ印	□教育標準時間 (幼稚園等の利用)	□保育標準時間 (最大11時間まで)	□保育短時間 (最大8時間まで)
	町記入欄		決定区分 標準・短 (月 から適用)

3. 変更後の保育が必要な理由等

続柄	児童の保育を希望する理由(保護者、家庭の状況)
父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育休復帰予定(R 年 月 日～) <input type="checkbox"/> 疾病(治療、入院等の見込期間 月 日～ 月 日) <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 介護・看護等(介(看)護を受ける人の続柄 _____と見込期間 月 日～ 月 日) <input type="checkbox"/> その他、具体的にお書き下さい。()
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育休復帰予定(R 年 月 日～) <input type="checkbox"/> 出産(予定) (R 年 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病(治療、入院等の見込期間 月 日～ 月 日) <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 介護・看護等(介(看)護を受ける人の続柄 _____と見込期間 月 日～ 月 日) <input type="checkbox"/> その他、具体的にお書き下さい。()

※町記入 教・標・短 (学年齢 歳児) □PC入力 □Ad II入力 □一覧入力 □送付処理 □その他 ()
本人確認欄 免許証・マイナンバーカード・その他 ()

申請書の記入上の注意

- ◆本書は、幼稚園、町内保育所(園)、認定こども園すべて共通です。
- ◆入所している児童が2人以上いる場合は、各児童ごとに本書を提出してください。
- ◆25日までに提出があったものについて、翌月1日から適用します。

【変更申請が必要な事例】

- (1) 育児休業復帰1ヵ月前に入所しており、予定通り1ヵ月後に職場復帰した場合
⇒ 両親ともに月平均就労時間が120時間を超える場合は、短時間から標準時間に変更可能です。
 - (2) 就労状況の変更(フルタイム⇄パートタイム 等)があった場合
⇒ 両親ともに月平均就労時間が120時間を超える場合は標準時間に、そうでない場合は短時間になります。
 - (3) 離婚により、ひとり親世帯となった場合
⇒ 保育料が変更する場合があります。ただし、離婚後も同一住所で生活している場合は変更できません。
 - (4) 祖父母等親族と生計を一にすることとなった、または生計を別にすることとなった場合
⇒ 保育料が変更する場合があります。
- ※ その他保育が必要な理由等に変更があった場合等、手続きや不明点については保健福祉課にお問い合わせください。

【 保育の必要性の認定基準表 】

保育が必要な理由	説明	保育時間	必要な添付書類(例)
就労	就労時間が、月平均120時間以上の場合 " 月平均48時間以上120時間未満の場合	標準時間 短時間	就労証明書(町様式)
産前・妊娠	出産前で、その兄弟の保育ができない場合 (産前2ヵ月)	標準時間	母子健康手帳(写し)
産後・出産	出産後で、その兄弟の保育ができない場合 (産後2ヵ月)		
育児休業中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	短時間	就労証明書(町様式) ※育児休業期間の記載が必要
疾病・障がい	父母が病気・負傷・障がい等を患っている場合	内容による	医師の証明(任意様式) 障害者手帳(写し)
介護・看護	常に家族の介護や看護が必要な場合	内容による	医師の証明(任意様式)
求職活動	就労しておらず、求職活動を行っている場合	短時間(3ヵ月間)	ハローワーク登録証(写し)
就学	大学や職業訓練校など就学している場合	内容による	在学証明書、時間割表
虐待・DV	住民基本台帳制度における支援措置を受けている場合	標準時間	事実を証明できる書類
災害復旧	自然災害等により家庭の復旧が必要となった場合	標準時間	被災証明書(任意様式)
その他	その他保育が必要な状態であると町が認める場合	内容による	事実を証明できる書類

※上記のほか、保護者の状況に合わせた書類や、兄弟姉妹の在園証明などをお願いする場合があります。